

意見書案第5号

意見書案について

別紙、「我が国の海峡管理及び沿岸警備の強化に関する意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月22日提出

加西市議会議長 原田 久夫 様

提出者	加西市議会議員	黒田 秀一
賛成者	〃	丸岡 弘満
賛成者	〃	深田 真史

我が国の海峡管理及び沿岸警備の強化に関する意見書（案）

令和3年10月18日、中国軍とロシア軍の艦艇計10隻が北海道と青森県の間を隔てる津軽海峡を通過し、太平洋に抜け、さらに伊豆諸島付近へと進んだ。同月22日には、両軍の艦艇は高知県足摺岬の南約180キロの海域を航行し、鹿児島県の大隅半島と種子島の間の大隅海峡を通過、翌23日午前には長崎県の男女群島の南南東約130キロの海域において、艦載するヘリコプターの発着などを実施したことから、航空自衛隊の戦闘機が緊急発進（スクランブル）して対応した。我が国の領海・領空への侵犯はなかったものの、中国とロシアの艦艇が同時にこれらの海峡を通過することは、これまでに無かったことであり、日本列島を周回する不穏な動きは、我が国の安全保障上の脅威である。

政府は昭和52年、津軽海峡や大隅海峡を含む5つの海峡を特定海域と定め、領海幅を3海里（約5.6キロメートル）に制限している。その理由として、これらの海峡が国際交通の要衝であるため、商船や大型タンカー等の自由な航行を保障することが国益の観点から不可欠との見解を示している。しかしながら、本来は他国の軍艦等による示威行為を想定したものではないと考える。今後、このような動きが常態化する可能性もある。

安全保障環境が一層厳しさを増している中、政府においては、現在の特定海域における管理の在り方を見直すとともに、海峡等の沿岸警備を強化していくことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

兵庫県加西市議会